

農林委員會會議錄 第二十二号

昭和二十八年七月十七日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 井出一太郎君

理事足立 篤郎君 理事平野 三郎君

理事金子與重郎君 理事足鹿 覺君

理事佐竹 新市君 理事安藤 覺君

小枝 一雄君 佐々木盛雄君

佐藤善一郎君 福田 喜東君

松岡 俊三君 松山 義雄君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

井谷 正吉君 芳賀 貢君

山本 幸一君 稻富 稜人君

川俣 清音君 久保田 豊君

出席國務大臣

農林大臣 保利 茂君

出席政府委員

農林事務官 谷垣 專一君

(農林經濟局農業 協同組合部長)

農林事務官 平川 守君

(農地局長) 林野庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

七月十七日

農産物価格安定法案(足立篤郎君外

二十三名提出、衆法第二十三号)

同月十六日

宮崎県の農作物風水害対策確立に關

する請願(相川勝六君外五名紹介)

(第四二五三三)

鳥海山ろく、農業未開地地域開発に關

する請願(齋藤三三君紹介)(第四二

五四号)

広島県東部の農業災害対策確立に關

する請願(船越弘君紹介)(第四二五

五号)

同(岡本忠雄君紹介)(第四二五六

号)

果樹の凍霜害対策確立に關する請願

(原茂君紹介)(第四三二九号)

朝倉郡の農作物風水害対策確立に關す

る請願外一件(熊谷憲一君紹介)(第

四三三〇号)

農村の電柱敷地補償に關する請願

(熊谷憲一君紹介)(第四四四二号)

農業災害補償法に基づく家畜共済の臨

時特別に關する請願(笹本一雄君紹

介)(第四四四三三)

農産物価格安定制度確立に關する請

願(八木一郎君外五名紹介)(第四四

四四号)

急傾斜地帯農業振興事業対策に關す

る請願(小枝一雄君紹介)(第四四四

五号)

八平嶺及び福富嶺干拓工事施行に關

する請願(江藤夏雄君紹介)(第四四

四六号)

双三郡の農作物風水害対策確立に關す

る請願(岡本忠雄君紹介)(第四四四

七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

農業機械化促進法案(平野三郎君外

十六名提出、衆法第一四号)

土地改良法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六〇号)

農産物価格安定法案(足立篤郎君外

二十三名提出、衆法第三四号)

農政の基本施策に關する件

○井出委員長 これより會議を開きま

す。

まず平野三郎君外十六名提出、農業

機械化促進法案の提案の理由を聴取し

たいと思いますが、御異議ありません

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○井出委員長 異議なしと認め、さよ

う決定いたします。平野三郎君。

農業機械化促進法案

農業機械化促進法

(目的)

第一条 この法律は、農業機械化を

促進するため、農機具の検査、必

要な資金の確保その他必要な措置

を講じて農機具の改良普及に資

し、もつて農業生産力の増進と農

業経営の改善に寄与することを目

的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農機具」

とは、耕うん、整地、肥培管理、調

製加工その他農作業(これに附随

する作業を含む)を効率的に行うた

めに必要な機械器具(その附属品

及び部品を含む)をいう。

2 この法律において「農業機械化」

とは、動力又は畜力を利用する優

良な農機具を効果的に導入して農

業の生産技術を高度化することを

いう。

(農業機械化を促進する義務)

第三条 国又は都道府県は、この法

律で定めるものの外、研修会、共

進会その他農業機械化の促進に有

効な事項については、これを積極

的に行わなければならない。

(融資)

第四条 国は、農業を営む者が組織

する営利を目的としない法人がこ

れを組織する者の共同利用に供す

る農機具を導入するのに必要とす

る資金につき、長期且つ低利の資

金を確保するよう必要な措置を講

じなければならない。

(試験研究の助長)

第五条 国は、農業機械化を促進す

るために必要な科学的試験研究に

ついては、これを積極的に助長し

なければならない。

(国の補助)

第六条 国は、都道府県に対し、毎

年度予算の範囲内において、省令

の定めるところにより、左の各号

に掲げる事業を行うに要する経費

の二分の一を補助することができる。

一 農民に対して農機具の展示及

びその利用についての教習を行

うために必要な施設の設置及び

運営

二 農機具の普及を促進するため

の農機具共同利用組織の整備及

び運営についての指導

三 農機具の共同利用を推進する

農民技能者の養成

(検査)

第七条 農林大臣は、農機具の改良

普及に資するため、依頼を受けて

農機具の検査を行う。

2 農林大臣は、毎年、当該年度に

おいて依頼を受けて検査を実施す

る農機具の種類及び検査の時期を

定めて公示しなければならない。

3 検査は、検査を依頼する者(以

下「依頼者」という)が提出した農

機具の構造、性能、耐久性及び操

作の難易が農林大臣の指定する基

準(以下「検査基準」という)に適

合しているかどうかについて行う

ものとする。

4 前項の規定により検査を依頼す

るため提出する農機具は、通常製

造されたもののうちから抽出され

たものでなければならない。

(検査成績)

第八条 農林大臣は、前条に規定す

る検査の結果、検査に供した農機

具が検査基準に適合すると認める

場合は、その検査に合格したこと

を証する検査合格証及び検査成績

表を、検査基準に適合しないと認

める場合は検査成績表を添えて、

合格又は不合格を依頼者に通知し

なければならない。

2 農林大臣は、必要があると認め

るときは、前項の検査合格証を交

付する場合に、次条第一項の証票

を附することができ、期間を指定することができる。

3 農林大臣は、検査に合格した農機具の銘柄、型式、依頼者の氏名若しくは名称及び検査合格証票の番号並びに前項の規定により期間を指定したときはその期間を公示する。

(検査合格証票の添付)

第九條 検査に合格した農機具の依頼者は、当該銘柄及び型式の農機具に検査に合格したことを示す証票（以下「検査合格証票」という。）を附することができ、但し、前条第二項の期間の指定がある場合は、その期間内に限る。

(手数料)

第十條 第七條第一項の規定により検査を依頼する者は、検査に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料を納めなければならない。

(事後検査)

第十一條 農林大臣は、検査合格証票を附した農機具が検査基準に適合しているかどうかを随時検査することができる。

2 農林大臣は、前項の検査をする場合において、必要があると認めるときは、その職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）をして同項の農機具について第七條第一項の検査を依頼した者の事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、当該農機具を検査させ、関係者に質問させ、又は当該農機具を農林大臣の指定する場所に提出させることができる。但し、農機具を指定する場所提出させるときは、必要な費用

を支払わなければならない。

3 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(合格の取消)

第十二條 農林大臣は、前条第一項の規定による検査の結果、同項の農機具が検査基準に適合していないと認めるときは、当該農機具についての合格の決定を取り消すことができる。

2 農林大臣は、前項の取消をしたときは、これを公示するとともに当該農機具の依頼者にその旨を通知しなければならない。

(異議の申立)

第十三條 第八條第一項の検査成績又は前条第一項の取消について異議のある者は、その通知を受けた日から三十日以内に、農林大臣に対し、書面をもつて異議の申立をすることができる。

2 農林大臣は、前項の申立があつたときは、その申立の日から六十日以内に決定をし、これを申立人に通知しなければならない。

3 農林大臣は、前項の決定をする場合においては、申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べた機会を与えなければならない。

(意見聴取)

第十四條 農林大臣は、左の各款に掲げる場合においては、農業機械

化審議会の意見を聞かなければならない。

一 第七條第二項の規定により検査を実施する農機具の種類及び検査の時期を決定するとき。

二 同条第三項の検査基準を指定するとき。

三 第八條第一項の規定により合格不合格を決定し、及び同条第二項の規定により期間を指定するとき。

四 第十二條第一項の規定により合格の決定を取り消すとき。

五 前条第二項の規定により異議の申立に対する決定をするとき。

(農業機械化審議会)

第十五條 この法律の適正な運営を図るため、農林省に農業機械化審議会を置く。

2 農業機械化審議会は、前条各号に掲げる事項につき意見を述べ、外、農林大臣の諮問に応じ、農業機械化に関する重要事項を調査審議、及びこれに関し必要と認める事項を農林大臣に建議することができる。

3 農業機械化審議会の組織、議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)

第十六條 この法律で定めるものの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、省令で定める。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四條第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第三十四條第一項の表中、

農業資材審議会

農産種苗法（昭和二十二年法律第五十五号）及び農産取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農機具の検査を行うとともに農産種苗、農薬及び農機具に関する重要事項を調査審議すること。

農業資材審議会

農産種苗法（昭和二十二年法律第五十五号）及び農産取締法（昭和二十三年法律第八十二号）に規定する権限並びに農産種苗及び農薬に関する重要事項を調査審議すること。

海岸砂地地帯農業振興対策審議会

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

農業機械化審議会

海岸砂地地帯農業振興臨時措置法（昭和二十八年法律第十二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

改める。

〇平野（三）委員 ただいま議題になりました農業機械化促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後、農地改革によりまして、わが国農業は、独立自営の農民を主体とする民主的な体制に進んでおりますが、この基盤の上に合理的かつ近代的な農耕技術によつて食糧生産の増強を強力に推進いたしますことは、当面する最も重大な課題であります。わが国の農耕技術は、明治以来主として品種の改良、施肥技術の改善の面において著しい発達を示したのでありますが、生産手段の高度化はやや進歩が遅く、今なお多くの農民は苛酷な労働のもとに耕作を続け、そのため生産増加の限界は低く、経営並びに生活の改善もまた期待し得ない状況にあります。しかしながら最近におきましては、農機具に関する改良も相当程度進展し、なかならず農民の側における農業機械化に対する意欲も急速に高まつて参りましたの

するといふ式に考へて、今の助成を適用する場合に、つまり急傾斜地帯の場合におきましては、その事業の特質上、おのずから急傾斜としての仕事、すなわち農道とあるいは農地保全とかいつたような面が重点になります。そういう地帯については急傾斜地帯としての助成をするといふことに考へております。

○足鹿委員 それはあとでまたいろいろ打合せをすることといたしまして、要するに私の言いたいことは、実際に農道の整備拡張という具体的な面における大事な点であろうと思ふ。その点について柱が立たぬといふようなことは、私はいかにも農政が貧困だと思ふ。実際に農道の整備拡張が、水田の所要労働力二十一人役から二十四人役が大体通常であります。山間地帯におきましては二十九人から三十人を要しております。しかもそれは、農道の不完備のために非常に労力を費しておる。全体の労働力の二十九人ないし三十人のうちの二割七分ぐらゐを占めておる。七人役から八人役程度を運搬その他のものに費しておるという事例もたくさんあります。で私は、特にこの機会に強く要望申し上げたいことは、すみやかに農地局としては、この農道の整備、拡充等に対し、特に山間地帯等における事例をよく御調査になつて、そういう資料を整備した上、すみやかに来年度の予算においては、積雪寒冷地帯における農道補助率の拡充拡張または別途農地集団化とあわせての農道補助の予算措置を講ぜられるよう、もう全国至るところの山村あるいはそれに準ずる地帯の

これは切実な要望でありますので、ぜひ適切な措置を急速に講じていただきたい。この機会に特に私は要望申し上げておきます。

それから、これは本法であります。農地法の規定に基いて買収した土地等については、国または、都道府県が開田あるいは干拓をした場合に、その事業とあわせて近傍の民有地にも開田事業その他の事業を行うような法案の改正であります。これによつて、ただちに適用がされ、相当効率の上るような現在御調査になつておる地帯とか、大体そういう関係の面積は、どの程度あります。それといふ一つは、改正案の最終にあります。従来国都道府県土地改良区、農業共同組合の行う土地改良事業のほかに、今度は市町村も一定の手続きを経て、土地改良事業を行うといふことになつております。

が、土地改良区もや、農業組合もやつておるところへ、また市町村を入れ行くといふ場合に、非常に事業単位が複雑錯綜して来わしないかといふような印象を持つわけでありまして、特に市町村を加えられた理由はどういう点にありますか、この二点をお伺いしておきたい。

○平川政府委員 第一の問題につきましても、現在まだ全体の数字をつかむといふ段階に至つておりません。ただ実際問題といたしまして、国の開拓用地に、たとえば開拓のための灌漑設備をする、そうすると同時に、その付近の既成の農地についても改良の工事を一緒に行った方が既成の農地に対しては便益を与える。あるいは干拓事業については特にそういう影響もございまして、干拓をするによつて付近の排

水不良田が緩和されるので、そういうことをあわせてやるという趣旨でありまして、そういうものについて、今その面積がどのくらいあるかといふことは、ちよつと全国的にはつきり申し上げかねるのでありますが、できる限り調べまして、もし数字が必要であれば、現在わかる程度のものを後ほど提出したいと思ひます。

それから市町村を事業の主体にしたのは、やはり土地改良区、協同組合等でできにくい場合、市町村がやつた方がよろしいという場合、それから市町村が市町村として、土地改良事業等に熱心に相当の金をつぎ込んでやりたといふ場合に、これを特に拒否する必要もないと思ひますが、今までの法制ですと、市町村は全然事業主体になれなかつたのであります。これはあまりにかた過ぎるのじやないかといふので、この改正では、土地改良区が市町村にやつてもらいたいといふふうになりつて、また協同組合も市町村にやつてもらつて異議がない、こういう場合に市町村が参加することを認めたといふわけでありまして、今までの法律は、市町村がやりたいし、またそれが便利であることを全部が認めておるのに、なおかつ市町村が事業主体になれなかつた。これが実際上あまりきつうくつでありましたために、第一段階はもちろんな土地改良区がやる。しかし土地改良区が市町村にやつてもらいたいといふことに同意をする。また農業協同組合の方でも、知事が諮問をいたしました。知事にこれを市町村にやつてもらつてよろしいかという同意がございました場合に、市町村が乗り出し得るということにいたしましたわけでありまして、

水不良田が緩和されるので、そういうことをあわせてやるという趣旨でありまして、そういうものについて、今その面積がどのくらいあるかといふことは、ちよつと全国的にはつきり申し上げかねるのでありますが、できる限り調べまして、もし数字が必要であれば、現在わかる程度のものを後ほど提出したいと思ひます。

○足鹿委員 この市町村と農業協同組合、土地改良区といふものは、大体同じ行政区域の中にあるわけなのであります。協同組合がやる場合も、土地改良区がやる場合も、市町村は無関心たり得ない。実情はほとんど一体的にやつておる。市町村も事務的な世話をし、融資の方では協同組合がやり、事業の実施については土地改良区が担当するといふふうな、大體調和をとつて、必要に応じてしかるべくやつておると私は考へておりますが、これにことさらに市町村を加えて行くといふことになりまして、この改正案の御提案の趣旨は、なるべく手続等を簡素にして実情に適合させたいという御意向のようでありまして、私どももことにけつこうだと思ひますが、この点については、事業主体が非常に分立をして、かえつて錯綜してはしないかという杞憂を私は持つておるわけでありまして、そういう点については、あまり対立的なことになつたりして、その結果事業上に悪影響を及ぼさないように御指導をお願いしたいと思います。大體市町村といふものは、事業団体ではなく行政団体でありまして、何もかも市町村が事業に手を出して行くといふ行き方は、自治行政の面から言つても問題が多分に出て来る。いわんやこういう土木事業に市町村が直接乗り出すといふ道を開きになることは、地方行政の上にも一つの転機を画すようなことにもなると思ひます。問題は小さいようでありましても、自治行政の面から行きますと、これは相当新しい方途を打出すことになると思ひますので、そういう点については、事業団体と行政機関が対立したりいへば、錯綜しないよう

に、でき得る限りその調整をはかられて、事業の促進に役立つように御配慮をお願いしたい。別に反対するほどのことではありませんが、私はこの点については若干の疑義を持つておきます。

最後に、これは本法と関係がございせんが、農地局長はめつたにお見えになりませんから、一点だけ伺つておきたいのであります。それは現在自作農創設特別措置法と農地調整法が一本になつて農地法になつてゐる。その自作農創設特別措置法と農地調整法が廃布になつた当時、文書による小作契約が法によつて示され、それがこゝしで満期になることは御存じの通りだらうと思ひます。ところが最近全国からのいろいろの事情を聴取しますところによると、非常に土地の取上げが頻発しております。せがれが大きくなつたから、おらがところでつくるのだとか、いろいろの口実をかまえて、土地の所有者が契約の更新を妨げるような傾向が最近非常に強くなつて来ております。また文書によつて貸借契約を事実上拒否して行くような事態もたくさん出ております。そういう点は農地局は御注目になつておると思ひますが、そういう法にはつきり示されたものを無視して行くような、農地法の精神を逸脱するようなことに対しては、断固たる措置をお講じになる必要があると思ふ。全国には頻発しております。よく実情を御調査になつて、しかるべき措置をお講じになることを私は要望したいのであります。その点について農地局長の御所見を承つておきたい。

○平川政府委員 御指摘のようなことがちよいと耳に入つております。こ

○足立委員 私は、ただいま足鹿君が質問されました市町村が土地改良事業を行う問題につきまして、関連して質問をいたしたいと思ひます。

具体的な質問を申し上げます前に、この問題について私の見解を申し上げますたいと思ひます。ただいま足鹿君の言われた見解とは若干食い違ひるのでございますが、ただいま足鹿君自身もおつしやつております通り、従来土地改良区あるいは農業協同組合等で土地改良事業を行います場合に、地方自治体たる市町村はこれに知らぬ顔はできないといふ。知らぬ顔ができないどころじやない。知らぬ顔は中心になつて諸般の問題を取上げてやつておりますことは、足

またその範囲に入る区域の関係者の三分の二以上の同意を得ることができれば、連合という形をとらなくてもできるかどうか、この具体的な問題につきましてお伺いしたいと思ひます。

○平川政府委員　ただいまの場合は非常に例外的の場合であると思つておりますが、今回の改正案ではまだそこまでは考えておりません。市町村組合とも両町村がつくつているという場合もとりよけるのでありますが、市町村が他の市町村の区域にまで手を伸ばして事業をする、あるいは両者の共同の、ような形でするところまでは、この法律では考えておりません。そういう場合には、やはり土地改良区でやる場合、この法律に定められた通りの三分の二以上の同意を経て組合をつくる場合には、やはりできませんか。

○平川政府委員　一部分の組合は、これの適用にならぬように今とこのころを考えております。一応現在の改正では、一般の市町村単位だけでできる場合だけを考えました。その問題はなお研究いたしたいと思つております。

○足立委員　そういたしますと、せつかく市町村というものをここに取上げ、て法律の改正をいたしましたも——土地改良事業というものは、この日本の市町村のごく地域の狭い奥地から見まして、その範囲内だけで片づくという問題は、めつたにないといつていいくらいであります。ことに補助金対象に

なる場合は、桂・蘭が制勝かございませぬので、実情かういうと、多少なりとも他の町村にはみ出るといふ場合には、常に土地改良区をつくらなければならぬことになるのでありまして、私には先ほど申し上げた現在の日本の社会の突進から申しますと、市町村が主体になつてやらせることの方が、むしろ事態に合つてゐるのではないかと一考えを持つてゐるのであります。せつかしくここに改正をおやりになるなら、そこ何らかの便法を設けて、今私が申し上げたように、ごく一部の町村にはみ出る場合、その同じ手続を経て同意を得れば、これが一体として実行できるといふふうにおとりはからいを願ひたいと思ひます。この点につきまして御所見を伺ひたいと思ひます。

○平川政府委員 先ほど申し上げましたように、現在のところそういう場合には適用されないということになっております。大体市町村を主体にしようと思ひましたのも、従来市町村の範圍だけで行われる災害復旧とか、いろ／＼な仕事に相当するわけでありまして、これだけの改正によつても、市町村の行い得る仕事の範圍というものには相当あるだらうと思ひます。さらに一歩進んで数町村にまたがる場合についてという御意見かと思ひますけれども、一応その程度になりますれば、土地改良区というものはあるわけでございますから、大体それでやつて参りたいという考へでおつたわけでありますが、なおその点については、引續いて研究さしていただきたいと思ひます。

○井出委員長 小枝一雄君。

○小枝委員 ちよつと質問に入る前に、日本の畑と水田との反別ですね、

これは因別してどのくらいになりますか、正確なところでは……。

○平川政府委員　正確なところは、ちよつとわかりませんが、大体はわかりますが……。

○小枝委員　私は日本の食糧対策の上から考えまして、あるいはまた農村対策の上から考えまして、畑作によるものが相当多いと考えております。現在の日本の農政の上からいいますと、いろいろな単行法がありまして、御承知の急傾斜の単行法あるいは砂丘地の単行法あるいは湿田単作、積雪寒冷地帯等、いろいろなたくさんの単行法が出ております。けれども畑地に対する施策というものは、ほとんど考えられていなかったのではないかと思います。すなわち運搬とか通行とかいう面に対しては、農業を通じて畑作に対しても考慮がされておりますが、畑作に必ずしも水がいっぱいというわけではありません。土砂の流失の防止その他灌漑の方法等について、増産上必要な問題が多いのであります。これに対して当局はお考えになったことがあるかどうか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○平川政府委員　畑作地帯に対する施策が、従来水田に比べて著しく劣つておるということは、御指摘の通りと思ひます。従ひまして食糧増産の自給強化の施策におきましても、畑作地帯に対する期待というものは非常に大きくかけておるわけであります。開拓による約八、九百万石というのは主として畑によるものであります。また畑地灌漑による増産量も四、五百万石は期待をしておる、およそ六十万町歩くらいの畑に対しては、畑灌漑設備を施すことができるだろうというふうな

考えておるのであります。この部分に、比較的閑却されておりましたために、畑地灌漑の問題のごときは、最近特に非常な勢いでこの効果が認められまして、各地において非常に急速に普及しつつあるという事は御承知の通りであります。従つてわれわれの増産計画の対象事業としても、今後急速にこの面が發展して行くことと考えております。現在までのところは、御承知のように非常に貧弱でございます。

○小枝委員 大体当局の御意向は了承いたしました。御承知のように、世の中が次第に文明になつて来るに従つて、畑の作物というものは収量の上から申しましても水田に劣らない効果を生じつつある、ことに特用作物等に至りましては、水田にまさる収穫がこの畑地で上げられる。今後当局におかれましては、この畑地の問題について十分積極的な施策を講ぜられんことを私は希望しておるわけであります。

次に、土地改良の予算関係についてであります。政府は年々相当の金を土地改良の上に注いでおる、しかるに効果が上つてないではないかというところを、新聞や識者の間でいろいろ叫ばれておるのを私は聞くのであります。これは私は非常に意外に考へます。ただいまお話になりますように、全国には畑地だけでも二百万町歩に近い反別がある。そこへ持つて行きますと、全国土地のほとんど三分の一にも匹敵しようという水田がありまして、これらの開発、これらの維持管理については相当な経費がかかるわけでありまして、この膨大な日本の農地を改良し、生産力を高めて行く上において、年々二百

億前後の金をもつて日本の土地改良をやつて、しかも増産をはかうというやうな考え方はもつてのほかであります。わずかな金をもつては生産の現状を維持することが困難だろうと私は思う。そこで当局におかれましては、土地改良についてもう少し積極的な予算を要求になつてやられませんか、国が計画をされております五箇年間に一千万石の増産という事は思ひもよらぬと考へます。このままほつておけば、年々生産は減退するのであります。これを維持することに相当の金がかかるはずであります。しかも今日の米価の状態、農民の収入の実態から考へまして、とうていこれを自分の力でこの施策を行つて行くという事は困難であります。この点特に格段の御検討をお願いしたいと考へております。

次に御承知のように、今まで国は土地改良に関するため池、水路等の維持管理に對して予算を出しておられませんが、本年は聞くところによりますと、わずか数千万円かの予算を計上せられておるといふことであります。新しいため池、水路等をつくることも必要であります。まさに決壊前夜にあるとこの老朽ため池を修理し、あるいは水がほとんど七、八割も逃げてしまふ古い水路を修築するといふことについて努力することが、増産の効果からいって私は効果が多いと思ひます。これに對しましてもう少し積極的な努力をせられる御意思があるかないか。御承知のように今回の風水害に際しまして、ちょうど岡山におきましては水稲関係のため池が決壊して、何十町歩かの水田が全部流失した。また家屋が流

失して死傷者があつたという惨害などありまして、これら一つにはため池に欠陥があつたといふことを見るがすわけには行かないと思ふのであります。そういう点から考へまして、新しいものをつくるのも必要であります。が、老朽のため池、水路等に対しまして積極的な施策を講じて、経済的に、しかも危険を避けて、これらの問題に對して十分留意する必要があると思ひます。当局の御所見を伺いたい。

○平川政府委員 御指摘のごとく、現在六千数百万石の米を生産いたしておられます水田でありますから、この施設は龐大なものでございます。これが年々老朽化して参るといふことは当然のことでございます。ただなか／＼いざこざを言ふと、復旧々々といつて騒ぎますけれども、事前において診断し、補強するといふことについてはなか／＼同情が少いのであります。大蔵当局等においても、なか／＼これを採択してくれなかつたのであります。最近に至りまして、現にそういう補強を怠つて決壊するといふ事例も出て来ております。これは決壊するのを待つよりも、事前に若干の資金を注ぎ込むことによつて非常に大きな利益になるといふことをやつと認識されまして、今年はずかでありましたけれども、七千数百万の予算の計上を見たやうなわけでありまして、水路等におきましては、だん／＼現実には水が足らなくなりまして、従つてこれは新しい事業の形において、実際はやり直し、補修に属するものが多いと採択されております。ため池の方はなか／＼そういう状態でありまして、この問題につきましては、今後とも相当——農地局

の力の半分近くをさいてもよいのではないかと思ふくらいに重要に考へております。たとえば職員にいたしましては、新しい事業には職員も配置されまゝ。あるいは災害でこわれたその復旧には職員が入つておられますけれども、平素管理について注意するといふやうなものについては全然ないわけでありまして、この点については、相当力をさいて行く必要があるのではないかと考へております。

○小枝委員 局長の御答弁によつて了承いたしました。最後にもう一つ伺いたい。現在民営事業で国が助長せられるものについては、ため池の新設に対する積極的な熱意と、水路に対する熱意とにおいては、水路の方は二次的に考へておるといふことを伺うのであります。しかしかためにため池をつくりまして、この水路が漏りましたり、あるいは水路が十分でなかつたら、水源の十分な効果を發揮することはできないのであります。そういうことを事実にお考へになつておるかどうか。これをひとつ伺いたい。

○平川政府委員 水路を第二に考へるという事は決してございせん。両相まつて初めて増産になるわけでございます。ただ非常に注意をいたしておりますのは、われ／＼のところでは新規事業を採択いたします場合に、一定の資金の投下によつてどれだけの増産効果を發揮するか、この点を非常にやかましく申しておるわけでありまして、その関係から申しますと、水路の関係はかなりあいまいな面が多く出て参りまして、計算が非常に困難になるのであります。従来水が通つておる水路があつて、特に新設でなくて改修の場合

に、増産数量というものを判定することが非常に困難でありまして、これをいかにげんにおくらまして出されまゝと、ほかの事業とのバランスが非常にとりにくいという意味で、水路の改修の場合の増産効果を調べるのについて、かなりいろいろと厳密に検査をいたしておりますが、水路を重視するといふやうなことはありません。

○久保田(農)委員 平川局長にお伺いいたしますが、過般来この法案に関連いたしてと思ひますが、大臣もしばしば小規模の土地の改良を實行するといふことを言明されておる。なお今度の改進黨等の予算の組みかえを見ますと、土地改良費の増額十億のうち四億がそれに充てられておるやうであります。そこで予算がそういうふうでできて来る以上、農林当局としてもこれに對する自信と用意ができておると考へる。そこで私お伺ひいたしたいのは、小規模の土地改良、これは主として山村地帯が多いと思ひますが、これはどのくらいの単位以上のものを小規模の土地改良として認めて行くのか。それから、その場合におきましますいわゆる政府の補助率は、どの程度のものをお考へになつておるかといふことであります。といひますのは、山村とかさういつた近くの場合は、実際に非常に土地改良費を食うわけでありまして、そこでこれらに對して大体どの程度の工事費を考へ、またいろいろ内容がありましようが、どの程度の補助率をお考へになつておるかといふことと、それからこれに連関いたして、いわばその実施地帯はどういうふうに考へておられるか。これに書いてあるやうな土地改良区というものはなか／＼でかかると

思いますが、そういう手続をやつてい
れば、その方で非常に困難になりはせ
ぬかという場合が非常に多く予想され
るので、そういう場合に実施地帯をど
ういうふうに考えられるか。この法律
で全部実施されるつもりかどうかとい
う点。それからもう一つは手続の点で
あります。これは設計を含めての手続
であつて、小規模の土地改良の場合に
おいては、今のようにならずに設計
ももちろんいりますけれども、むずか
しい設計をしてとうていその実施をす
るまでの負担にたえかねるのではない
かと考える。そこで、これらに対する
具体策はどのようにお考えになつてお
るか。要するに小規模の土地改良につ
いての問題点を伺ひいたすわけです
が、ひとつこの点だけお伺ひいたした
い。

○平川政府委員 小規模土地改良と申
す言葉であります。これについては
いろいろ種類がございます。大体おも
なものとして灌漑排水事業で申しま
す。一応三百町歩以上のものが県管事
業になつております。それ以下大体補
助対象といふものは、原則として五
十町歩程度のもの、但し山間地帯等
特に面積のまとまらない場合には二十
町歩くらいまでという式にいたしてお
る、大体二十町歩くらいの程度を考
えておるわけでありまして。いろいろ一つ
一つの事業についてのごまかい何はご
ざいますけれども、大体二十町歩程度
ままとつたものについては、補助対象
にするというふうにお考えおるわけ
であります。

それから今の主体の問題でございま
すが、事業主体につきましては、この
法律に基いて従来やつておりました土

地改良区なり、あるいは協同組合があ
る場合も、簡単なものではございま
す。またこれで新たに市町村もでき
ることになります。この法律が通過し
たしますれば、その三者のいずれかが
事業主体となつて事業を行う、こうい
うことにお考えおります。

それから手続の問題でございま
すが、これは極力簡単にいたしたいと考
えております。以前は非常にやかまし
い手続を要求しましたが、この法律の
改正も、実は、一つはそこを大きな
改訂にしておるわけでありまして。予備
審査といつたようなやかましい手続を
やめまして、できるだけ簡素にする。た
だ簡素にするに止まらずとも、仕事目
体がいかにげんになつてはとんでもな
いことになりまうので、技術的な面
について、県庁が十分に援助をするとい
うことはどうしてもいたさなければなら
ぬかと思ひます。それ以上のことに
ついては、小規模のものにつきまして
は、農林省としては、全部地方の農地
事務局にまかせまして、こちらとして
は、大体地方別のわくを示すだけに
いたしまして、具体的仕事の採否につ
いては、全部事務局長に委任いたして
おります。大体実際の計画は県庁の技
師が手伝つて立ててやる、それで農地
事務局と相談をしてきめて行くという
形になつております。できるだけ簡素
にいたしたいと思ひます。

○井出委員長 大臣がお見えになりま
したから、本案の質疑はしばらく留保
いたします。

○井出委員長 次に、昨日に引続き農
政に関する質疑を行います。

なお大臣は他の委員会にも出席を求
められておりますので、一応本日の大
臣に対する質疑は三十分程度にいたし
たいと思ひます。御了承願いま
す。芳賀貴君。

○芳賀委員 時間の制約がございま
すので、簡単に大臣に御質問申し上げま
すが、問題はただ一点であります。
それは、本日多分二十八年度の予算
が、与党並びに改進黨、分自党の共同
の修正によつて本会議を通過するので
あるという見通しが持てるわけであ
りますが、この中において結局大きく
うかがえる点は、行政費の百億の節減
と保安庁費を六十五億削減した点、そ
れによつて米価を中心とする諸般の施
策に向けると思ひます。私はその中
の骨子であると思ひます。私はその中
において、米価問題についてこの際大
臣の所見をお伺ひしたいと思ふのであ
ります。過般の委員会において、大臣
と改進黨の吉川委員との間において、
いわゆる二重米価の論議が展開された
わけでありまして、今度の修正予算が
通過する場合において、あの二重米価
論議というものを適用した場合に、ど
ういう結論がそこからできるかとい
うことについて、具体的に伺ひいた
したのであります。発言を簡単に制約す
る意味において、私は委員会における
議事速記録をここで読み上げまして、
質問の内容に入りたいと思ひますが、
吉川委員から大臣に対してどういうよ
うな質問が行われたわけでありませ
うか。

「二重米価制とは一体どういうことか
という点について、国民はよくわか
つていないように思ひます。農林大
臣といたしまして、食糧の二重米価制
というものを理論的に、また実際のと

申しますか、通俗的と申しますか、ど
ういうふうにお考えでございませうか、
御説明を承りたいと思ひます。」この点
に対して農林大臣は「これはとり方も
あると存じますけれども、端的に二重
米価制というものはどういふのだと言
へば、買った米よりも売る場合に安くす
る、消費者に売る場合に安く売るとい
うのが二重米価だと私は常識的に考
えております。」これに対して吉川委員
は、これは通俗的な解釈であるから、
もう少し理論的に説明を行つてもらひ
たいという点を重ねて質問をされた
わけでありまして。これに対して農林大
臣は「私は、二重米価の主張をとつて
おりませんから、従つて自分の主張と
して二重米価に対する根拠というもの
は持たない。あなたの方では二重米価
政策を持つていらしやるから、その
根拠を十分持つておしやるから、その
が、ただ概念的に二重米価は何だと言
われれば、農家の生産費あるいは再生
産を確保するその価格では消費者が負
担に耐えかねる、買ひ切れない、そう
いう場合に、消費者に対して農家が売
り渡す価格以下で売り渡すということ
が二重米価だと私は考へておる」とい
うふうに、一つの理論的な概念を敷衍
されておるわけでありまして。これに対
してさらに吉川委員は、大臣の二重米
価制というものを対しては、非常に考
え方が不勉強であるという点を前提
として、さらに吉川委員の持つてお
るところの二重米価の主張というものを
ここで説明してあるわけでありませ
うか。

それは「一本価格に対して二本建の価
格を二重価格と言ふので、その一本価
格というのは、生産者価格に対して政
府がただいま管理をいたしております

から、管理諸費用に配給者のマージン
といひますか、というふうなものをブ
ラスしたものを消費者価格に対するの
が一本価格なんです。それを少しでも
割れば二重価格ということになるわけ
であります。」ということをおつてい
るわけでありまして、ここで非常に興味
のある問題は、大臣が二重米価の主張
の上に立つておられたいながら、概
念的な説明をしたその二重米価の考
え方というものを、私たちが客観的に
これを批判した場合に、吉川委員の、
大臣が不勉強であると言ひながら説明
した一本価格と二本価格の違いによつ
て二重米価の理論の根拠が形成され
るという、この二つの論議を比較した
場合において、むしろ農林大臣の考
えの二重米価に対する考え方というも
のが妥当性を多分に持つてゐるとい
うことを、私はあつて感じたのであり
ます。大臣の言われる点は、生産者対
する米価の価格算定というものは、で
き得ればその生産費を補償し、再生産
を償ふことのできる価格にするとい
うのが当然であるというふうな一つの考
え方から出発して、それをもつてし
て現在の社会情勢の中において、国民
生活の中において占めること、い
わゆる主食品インゲル係数といひま
す。それが非常に負担に耐え切れな
いからして、これを消費者の負担が過
重にならないように調節する考え方
で国が補償をするという考え方が二重
米価制であるという、この概念は正し
いと考え、またこれを支持しようとい
ふものであります。しかしこういふよ
うな考え方を持つておられながら、な
おかつ二重米価というものは、自由党
の立場の上に立つてこの主張を支持で

きないとお考えになつたことは一応了解できるのであります。ただ問題は、今度の修正予算を通じて、いわゆる奨励金は一石八百円でありましたが、大体二千五百万石に対して二百億円の財源が必要となつて来るわけでありましたが、これは改進黨の諸君に言わせればいゆる二重価格である。供出完了後に奨励金を支出するのではなくて、供出された米の数量に対して八百円の奨励金が付加されるのであるから、当然基本価格として考えるべきものであつて、このような八百円の奨励金の形ではあるけれども、實質的に基本価格の上に加算されたこの生産者に対する米価を、そのまま消費者に転嫁しない、今年度の消費価格の上に転嫁しないという建前の上に立つた場合には、これは明らかに二重価格制であるということと主張されておるわけでございますが、これらの修正案をそのまま政府は応諾する用意がある場合において、はたして大臣はこのような現象の上に立つて、なおかつ二重米価を否定して、従来の基本を曲げないというお考えであるかどうかという点について、お伺いしたいのであります。

○保利國務大臣 ただいま御審議中の予算が、最終的にどういうふうな衆議院の決定になりますか、特に米価の關係における問題は、私はまだ詳しくお話し合いがどういうふうになつてゐるかというのを承る機会を持つていないわけでございますが、いずれにいたしましても、完遂奨励金と申しますが、石八百円の奨励金を出すという話合いの御意図は、それは率直に申しまして、生産者に対してできるだけ高い値段で買うんだ、そうしてそのことがま

た今日の食糧事情からいつて必要供出量を確保して行くためにとらなければならぬという政治的配慮から出て来ておるものだと思つております。従ひまして、予算が最終的に成立いたしましたれば、その成立いたしました精神に従つて運用をして行かなければならぬと存じておるわけでありまして、問題は要しますものに、必要供出量を確保して行く上からの政治的配慮によつて予算の修正が行われるとすれば行われる、従つてそういう配慮を私どもとしても十分尊重して参らなければならぬ、従つて行かなければならぬ、こういうふうな考へております。

○川俣委員 ちよつと今大臣の答弁の中で重大なことがあるように思ふのです。それは今度の予算は共同修正案になるか、あるいはどういふ形になるかは別にいたしまして、予算上においては一つの大きな変化があるわけですが、この点を關係大臣が了解を与えるか、あるいは検討を加えないうちに、こういう案ができて来るというところはこれは考えられない。精密な作業は別にいたしまして、およそこれによつて食糧証券の発行がどの程度に行くのか、これがどういふ結果を生むかということの、やはり行政長官を兼ねておる、國務大臣を兼ねておる人が、大体この修正案が農林省としてやつて行けるか、やつて行けないかというふうなことを、私は、検討されておるはずだと思ふのです。要するに二重米価であるのか、いかという議論は別問題です。予算上の措置としては、御検討になつておるはずだと思ふ。そうでなければこれはたいへんなことです。検討なしにしよう

い込まれて、あなた農林大臣が勤まりますか。おそらく勤まらないと思ひますが、ひとつこの点御答弁願ひたいと思ひます。

○保利國務大臣 これはしかしありていに申しまして、勤まるか勤まらぬかは私わかりませんけれども、予算修正をめぐる折衝には、政府側はだれ一人関与してゐる者はいない。それで両院の間において修正協議が行われておる。それで私どもとしては、できるだけどういふ方向で修正協議が行われておるかというところは知ることゝ努めてはおりますけれども、従つてむろんこれが最終にきまつた場合に、農林省として、あるいは食糧とて、運送上支障なからしめるようにいたさなければならぬことは当然の職責でございますから、いたさなければならぬと思ひますけれども、私も、今の實際の両院の話し合いの實際は、そういうふうな形において行われておるということは御承知を願ひたいと思ひます。

○川俣委員 これは私、大臣をあえて追究する意味であれしておるのじやないのです。これは大蔵省の作業あるいは食糧の作業をある程度待たなければ、政治的解決はいたしたにいたしません、こういう作業が伴わなければ最終決定はできないものだと思ふ。大きな線は片づきまして、こういう作業が整わないで修正案ができることは考えられない。従つて新聞の報道を見ましても、大蔵省が目下作業させておる。大蔵省が作業するということは、これは政府の行政機関の作業です。だから政府が関知しないということとはあり得ないことだと思ふ。これは両院が作業しておるわけではなくて、両院にお

いてあるいは三院において大まかな点が片づき、それを作業させておるはずですが、この作業の結果、いろいろ組みかえ等の技術面がまた検討されておるはずですが、これは政府が全然関知しないんだというふうなことはおかしいと思ふのですが、やはりあくまで関知しない、こういうふうに見てもいいのですか。ある程度作業については、意見は別ですけれども、それに対する政府の最終態度は別ですけれども、ある程度やはり作業に關与し、それが実施された面においての困難性や何かの発言があつてしかるべきじやないか、あるいは妥当性についての意見があつてしかるべきじやないか、最終的に閣議でこれを承認するかどうかというような点は別問題でありますけれども、ある程度作業に参加され、ある程度これに検討を加えられておらなければならぬじやないか、こういう点を私はお尋ねしておる。全然検討もないということになると非常におかしいじやないかという質問なんです、最終責任を内閣が負つてゐるかどうか、こう聞いておるのじやないのです。どうぞその点について、そうあくまでこだわらぬと申しますか、責任を追究する意味じやないです、その点どうですか。

○保利國務大臣 川俣さんのお考えをもつてすれば、常識をもつてすればあるべきだということだと思ひます。それも一つの方法だと思ひます。ありますけれども、實際は今私が申し上げた通り、これはひとり私のみならず、この予算の修正には、伝え聞かところによりますれば、相当各省広汎な面にわたつておるようでございます。これは私だけがつらばさじきに置

かれてゐるという形ではないようでございますまして、特に問題になつております保安庁あたりにしましても、あまりそうタッチしてゐる様子も私見受けていないわけでありまして、しかしどういふことでもありまして、国会で議決が行われますれば、その議決に従ひまして、万全の措置を講じて行かなければならぬ、私どもが承知しておりますところでも、たとえばこれによつて食糧証券の発行限度を引上げるというやうな措置はただちにいつて行かなければならぬ。これは国会でおとりいたしたくか、私どもの方でとるかとは別といたしまして、そういう点については承知し得る限りにおいては、準備を、予算執行上支障を起させないやうな処置をとらなければならぬと、研究いたしておるわけでありまして、

○川俣委員 大臣の時間も短かいようですから、あらためてまた……

○芳賀委員 さらに具体的にお伺ひしますが、ただいまの大臣の御答弁によつて、八百円というものは結局基本価格ではない。ただこれは一定量の供出を確保するための、政治的な配慮として行われる二百億の金であるというふうな言われておるわけですが、そうするとこれは従来のお考え通り、基本価格ではない。もちろん基本価格を決定する場合に、食糧法にもうたれておる通り、米価審議会に諮つて、しかる後政府は決定しなければならぬというところになつておるので、おそらく政府は今年の秋においては、米価審議会に対して二十八年度産米の価格をいかにすべきであるかということとを諮問すると思ひますが、そういう場合においては、二十八年度産米の基本価

格ではない。ただこれは一定量の供出を確保するための、政治的な配慮として行われる二百億の金であるというふうな言われておるわけですが、そうするとこれは従来のお考え通り、基本価格ではない。もちろん基本価格を決定する場合に、食糧法にもうたれておる通り、米価審議会に諮つて、しかる後政府は決定しなければならぬというところになつておるので、おそらく政府は今年の秋においては、米価審議会に対して二十八年度産米の価格をいかにすべきであるかということとを諮問すると思ひますが、そういう場合においては、二十八年度産米の基本価

格の決定は、この八百円と何ら関係がなくて、あるいは従来採用したところのバリエイ方式によるところの算出、さらに特別加算をそれに加えるというようないろ／＼な複雑な方式が次第に採用されて来ておるわけであり、これが、これらの問題について大臣はどういうようにお考えになつておるかという一点と、もう一つは、政府の予算の中においても、今年度においては、依然として昨年度と同様に早期供出の奨励金に対しては八十一億の予算が計上されておるわけであり、さらに供出完遂奨励金は、昨年度においては補正予算等を行つたので、これは七十五億であり、本年度の予算の中においても、超過供出奨励金の単価は、やはり前年度と同じようなことにして、十四億何がし計上されておるわけであり、そういうようにいたしますと、この八百円の供出奨励金が決定されても、依然として早場米に対する奨励金、それから超過供出に対する石二千五百円の奨励金等は、依然として生きておる。なおさらに二十八年度の基本米価は、今年度の秋において、諸般の情勢を検討し、しかも農民に対しては、生産費を補償することのできるような基本価格が決定されるであろうというところが予測されるわけであり、したがって、これらの米価政策を一貫しての大臣の御所見をお伺いしたいのであります。

保して参ります手段として今日まで続けて来ておりますことは、私の承知しておりますところでは、今回の両院の話し合いでも別に問題は出ていないように存じております。従いまして、早期供出奨励金及び超過供出奨励金は、予算にお願いをしております方針をこの二十八年度米についてもつて行く所存であります。

それから米価の問題は、ただいま申し上げました通り、米価審議会に諮問をして所要の手續をふんで決定をして参りたい。

○芳賀委員 国内の米作農民はこの修正案が通ることによつて、政府原案よりも非常によくなつたということで、喜ぶというところは否定できないのであります。問題はこのような影響が消費者に対してどういうように及ぶかということに對して、国民大衆は、しかも消費者の立場に立つての不安が非常に高まつておるわけであり、こういう場合における政府の態度というものは、最も端的に国民に対して納得のいくような表現を使つて、しかもこれらの修正された諸点が受入れられるような解説を加えることが当然であると思ふのであります。それで結局今年度の消費者米価というものは、この予算修正をめぐつて、将来どういうようにするんだというところまで、あわせてこの修正予算を行う各院の間において、基本的な了承事項になつておらなければならぬと私は考へておるわけであり、聞くところによると、この八百円というものはたな上げして、消費者に負担をさせない、二百億円のうち、百億円だけは食糧特別会計の方からまわして、あとの百億はさつき大臣も触れられましたが、何かの方法でそれは

生み出すかもしれませんが、問題は、ことしの秋の基本価格の決定が遅くなり、おそらくこれは前年度同様ずえ置きとか、それを引下げることにせよと思ひます。そういう場合は基本米価の値上り、あるいは昨年度の政府の供出に対する超過供出の奨励金であるとか、あるいは供出後の特別集荷制度の問題等から見て、予測した以上の相当の支出が行われておると思ふのであります。大体百五億圓くらい、二十七年の買入れ上の赤字が繰越されておるというふうにも推定できるわけであり、問題はこれらの基本価格の値上り、あるいは昨年度の買上げ面における赤字、そういうようなものを消費者の上に転嫁させるようなことになるかどうか、これはまつたく八百円というものは消費者に負担させないという前提の上に立つての質問であるということをお慮に入れてお答えをお願いいたします。

○保利國務大臣 芳賀委員のお話のように、両院でお話しになつておる奨励金の八百円は、今年の消費者米価には加算しないという了解があるということは私も聞き及んでおります。その他のことについてはどういふ話し合いがあるのか、詳しくまだ承知いたしておりませんが、消費者米価の決定にあたりましては、たくさん考へなければならぬ要素があると思ひます。消費者米価を決定いたします際に、かつまた両院の話し合いの的確なところも承り、それらを勘案して、消費者の負担、家計負担に及ぼす影響あるいは財政に及ぼす影響等をしさいに検討して、これは決定して行かなければならぬ。ただいまは何も方針としてきめておることは

ございません。

○芳賀委員 ただいまのお答えによつて、この一石八百円の奨励金だけは消費者に転嫁しないということがここで明確になつたわけであり、問題はもう一点あるわけであり、この奨励金二百億を出すことは、一定量の供出を確保するための最良の手段であるといふに言つておるわけですが、従来とられた奨励金制度、たとえば供出完遂した後に、その完遂された供出量に對して奨励金が出た。さらに今年度供出が完遂された後に八百円を出すという場合においては、一定量の供出の確保といふことは可能であるかもしれないけれども、そうでなくて、供出を完遂しなくても、出た分だけに対して八百円の奨励金を出すというように思ひやりのある方法をとることが、はたして一定量の供出を確保することになるかならないかというその問題。さらにもう一点は、昨年度の超過供出の奨励金を一石二千五百円にして、さらに政府は供出後の自由販売への移行の一つの前提として特別集荷制度を採用した。そういうようなことが、結果的にいへばあるいは各府県に対する供出の割当の場合においても、遂に全府県の中の数県は政府との間に完全なる供出数量の確定が了承できなくて、うやむやに終つたというような状態もあるものであります。これらのことは、一つの既定事実として各府県においては承しておるところであります。そういう場合において、依然として今度もこのように一定量確保の方法をとり、超過供出奨励金も出すし、また奨励金に対しては完遂後でなくて、出ただけの分に対して

八百円の奨励金を出すというやうな形の中において、さらに政府はだんだんこの供出の数字を減らして自由販売に持つて行くために、無理な供出をさせないという考への上に立つた場合において、お考えになつておるやうなことが、結果において供出の一定量の確保、しかも食糧行政を遂行する上において、不可欠な一定量の確保といふことについて、実効が上るかどうかいふことを、われ／＼は憂へざるを得ないのであります。

もう一点お伺いしたい点は、二十七年のい／＼な奨励金等を平均化して実質米価に算定した場合においては、大体八千六百三十五圓くらいになるわけであり、さらにこれはこの八百円だけをそれに加算した場合においても、一石約九千五百圓くらいであり、平均米価ということになるわけであり、そういういたしますと、生産農民やあるいは農業団体が望んでやまないところの米価、少くとも一万円を上まわる生産者価格にしてみたいといふ、その数字にだん／＼接近して行くわけであり、なぜ政府は米価の体系といふものを非常に複雑怪奇なものにして、しかも今年度は野党の修正案等をおの／＼、一石八百円も出さず、しかもそれは何ら筋の通らない金であるといふやうな使い方をするよりも、むしろ基本米価といふものに一貫した体系を与えて、それによつて米作農民に対して必要があるのではないか、この点も考へられるわけであり、この二点に對して大臣のお答えをお願いいたします。

○保利國務大臣 供出を確保して参ります上に商売で話合いになつておつた石当り八百円の奨励金、これの扱い方につきましても、ただいまの段階において私の承知いたしております限りにおいては、相互に多少理解の食い違いもあるのではないかと、行き違ひもあるのではないかと、考へております。従ひまして、これは予算が決定いたしましたならば、十分その理解の一致点を見出していただき、その上に立つて取扱いを支援のないようにしたいと考へております。

第二点の合理的な単一米価政策をとるべきである、こういうような何奨励金、何奨励金というやうなわけのわからぬやうなことをやらぬで、やつたらどうかということは、たいへんごつとものだと思ひますけれども、要は、どうしたならば、今日国が義務を負つております配給をいたして行くのに支障のない供出を確保できるか、この苦しみがいろいろの形になつて現われて来ている、そしてできるだけ実際の事情に沿つて、できるだけ無理のない方法で供出を願うという配慮から、こういうものゝ処置がとられておるわけでありまして、これは実際問題として無視することのできない問題だと思ひます。考へ方としては芳賀委員のお考えもごつとものだと思ひます。私はそういう意味におきまして、今回両党で話合つて政治的配慮をせられましたのも、一に生産農民にできるだけ今日の食糧事情を御理解いただいて、供出をやつていただくやうにという配慮からであると思ひますから、この点については、生産農民の側においてもぜひ御協力をいただいて、必要の供出を

お願いするやうに努力をして行かなければならぬ、こういうふうな考へております。

○井出委員長 芳賀君、あと一問だけに限定いたします。

○芳賀委員 それで大体わかりましたけれども、結局今の政府のやられることに不可解なのは、たとえば再軍備の問題にしても、再軍備はしない、と言ひながら、實質的には再軍備をやつてゐる。米価問題に對しても、大臣はこの改進黨が中心になつた、いわゆる實質的には生産者に対しては石八百円の實質米価を支拂ふ、それを消費者に転嫁しない、その転嫁しない方法として、国がこれを補償するという明確な行為を了承しながら、なおかつこれは二重価格制度でない、社会保障制度の一環としてこれを取上げるといふことを否定しながら、基本的な政策をやつてゐる。むしろこれなんかは、自由党政府はこういうふうにして社会保障制度を推進しつゝあるのだといふことを、もつと大胆率直に打出された方がためになるのではないかと、私は老練心ながら考へておりますが、大臣は今の米価決定に當つては、前内田農林大臣とは違つて、内田農林大臣は米価審議会の米価決定に對する答申を、できるだけ可能な限りに近づけるために關つて憤死されたわけでありまして、大臣はあまり内容に關知しておらないために、米価政策に對する責任に考へて、私はその点安心しておるものであります。ただ考へてもらいたいことは、前回の委員会における二重価格の問題を、あなたは概念的に論及しておるのであります。あの概念と

今度の米価の修正問題をよく靜かに對照されまして、そのちに對策を出していただきたいといふことを希望いたします。これで終ります。

○井出委員長 福田君。

○福田委員 私は大臣に、今回の西日本の水害に對します災害復旧の根本對策につきましても、お尋ねしたいと思ひます。私は過般の水害につきましても、現地の状況を、代表して見て参つたわけでありまして、今回の水害につきましても、河川の氾濫がその原因でございまして、河川に對して見ますと、私が痛切に感じましたことは、河川の氾濫といふことにつきます。今までの災害對策は、ただ護岸でありまして、ただ河川の改修であるとか、こういうことばかり重点を置いた。私は水害對策につきまして、平たく言つて二つあると思ふ。一つは護岸を高めるといふこと、それはもちろん必要でございまいしやうが、いま一つの問題は、川床をいかにして下げるかでありまして、私はこの二つがあると思ひます。護岸とか河川改修の仕事は、言までもなく建設省の仕事でありまして、川床を下げるということは、これは林野庁、つまり大臣の御所管の仕事であると思ひます。前者の仕事は政治のスローガンになるのであつて、従つて世間の耳目を引く。川床を下げる仕事は、きわめて地味である。たとへて言うならば、うさぎとかめの競走であつて、護岸の方ははでにやられておるが、川床を下げる農林省の砂防の仕事はきわめて遅々たるものであります。この現状について見まして、私どもが痛切に感じること、は、災害對策の根本的の國の方針を切りかえる必要が

あるのではないかと。今までのやうなやり方を改めまして、治山事業の予算といふものを画期的に増強いたしまして、治山對策と申しますか、災害予防工事の對策と申しますか、根本的な考へ方は是正を行ふべきであるのではないかと申すのであります。この点について大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○保利國務大臣 今回の北九州の水害の特異な現象は、梅雨前線に割合に風を伴つていなかった。端的に現われておりますのは、風が伴つております場合、必ずしもそうも行かないやうでございまして、樹木がある程度植栽せられておるところは非常に被害が少い。もう一つは砂防工事が行われておつたところは災害が非常に少かつた。これは實証的に顯著な事実になつておるやうでございまして、従ひまして、いかに水害對策として治山の必要性が高いかといふことは、實証的に今回の水害が明らかに示しておるところであります。従つて福田さんのお話のように、かりに下流の護岸を高めても、土砂を流して来るというのではいたちごつこです。どうしても元をたすけたいところ、重点をおかなければならぬ。そうかといつて、それではその方は放置しておいていいかといふと、そういうわけにも参らぬでしようけれども、私は今日の荒廃してゐる日本の山林状態から見まして、元をたすけ方に入力しなければならぬといふことに、まったく同感でございまして、

とりまして、日田市はまったく壊滅的打撃を受けまして、今日におきましても、北からの連絡は途絶してゐる。そして保安隊が行つて道路の再開に従事しておるといふやうな状況である。日田市は日本でも有名な林業地帯でありまして、その森林地帯がまったく壊滅的打撃を受けております。従ひまして、これは單に大分の一のつことをいふのではなく、私は今回の災害を契機といたしまして、大臣にお願いしたいことは、今大臣の御答弁の中にもありまして、荒廃地復旧につきましても、急速に復旧をはかるやうにお願いしたい。荒廃地の復旧は、現在のところは、例年の復旧査定は二〇〇〇程度で、残り八〇〇〇程度は、一般荒廢地と同一の扱いをされておる。こういうことでは荒廢地は年々拡大する一方で、再び災害の原因となつたものは少くとも三年以内に完了するやうに、特別の御考慮をいたされたら。私は今回の災害は、大臣のおっしゃられたやうに、風を伴わない雨だけのものではあります。わが國におきましては、再び台風シーズンを迎へておる今日におきまして、私は、この仕事がいかに重大かといふことを大臣に特に御認識いただきたいのであります。そのほか水源林の造成事業といふものも、もちろんこれは重要であります。この点につきましても、特に御考慮を煩わしたいと思ひます。それから同じく最も重要な仕事は、民有林造成のための補助政策の拡大強化をされたいといふ点でございまして、これはきわめて迂遠のようではあります。災害防止の根本はこれであると存じておる

○福田委員 今の大臣の御答弁につきまして同感であります。例を大分県に

次第であります。民有林造成のための補助政策の内訳を見ますと、融資造林と補助造林とがあるわけでありまして、これらに對しましては、面積に對する国の補助は例年七割から八割でありますから、災害については満額の補助を特にお願しいたい。それと同時に現在の一町歩当り五割の補助率を、植林事業の公共性、ことに災害防除対策の必要性から見まして、七割程度に引上げ、さらに五箇年の撫育維持費に對しても適當な補助の道を講じていただきたいと思ふのですが、この点について大臣のお考えを伺いたい。

○保利國務大臣 御承知のように、戦争中の濫伐及び戦後の混乱による濫伐等が行われまして、民有林にしても至急造林をしなければならぬのは百五十万町歩ほどあつて、今日までかなり力を入れていただいて参つておりますけれども、まだ八十八万町歩という膨大な面積を残してある。しかもそれがほとんど民有林であるというので、民有林の造成助成については、さういふことからいって、格段の力を入れなければならぬと思ひ、できるだけ計画を繰上げていたさなければならぬというところで、ただいま検討を願つて、私も多少としては、できるだけ御趣意に沿うよう努力いたすつもりであります。

○福田(書)委員 次に、林道の災害復旧でございますが、この点につきましても、ぜひとも補助政策を拡大していただきたいのであります。その点につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の第二項五項によりまして、一箇所というふうになつておりますが、これを一路線という

ふうに改めていただきたい。それから補助率につきましても、同法三条の規定にかかわらず、災害地につきましては、増額の方法を別途講じていただきたい。それから緊急復旧を要するものにつきましては、融資の道にも格別なる御考慮をいただきたいと思ふのでありますが、この点について御意見を承りたい。

○保利國務大臣 林道の復旧につきましては、今回の災害の非常な深刻性、広汎性にかんがみまして、これは最高率で行かなければならぬと考えております。それから今法文を御引用になりました点につきましては、現行法をもつていたしましても、大体御趣意の点が満たされるように考えておりますので、運用に誤りなきよう期して参りたいと思つております。

○福田(書)委員 それから金融関係のことでございまして、このたびの災害に對する復旧用の用材でありまして、今回の水害は、林業地帯に非常に多かつたので、九州の製材能力は、ほとんど半減したような状態でありまして、従ひまして、最も刻下の急務といふたしましては、製材工場の復旧ということが問題になつて来るわけでありまして、現在国の予定しております製材工場の復旧に對しましては、一日も早くその製材工場を復活して、復旧用材の生産に拍車をかけ得る目的のために、復旧用資金として、相當額の融資の方途を、特にこの際講じていただきたいのであります。最後に私は、九州の特例であるかと思ひますが、伐採調整資金のわくを拡大して、応急の措置を講じていただきたい。しからざれば、現地の水害地におきましては、やむを得ず幼齡樹林の伐採が法を犯してまで行われる状態にある。伐調資金についても、この災害對策とからみまして、ぜひ根本的な改革を施していただきたい、こゝをお願いして質問を終ります。

○保利國務大臣 御趣意は私は十分了解できます。今考えておりますことにつきましては、林野庁長官から御説明申し上げます。

○柴田政府委員 前段の今回の災害におきまして、特に大きな被害を受けたのは日田地区の製材のことに關しましては、私も非常に苦慮いたしておりますが、これに對しましては、何と申しましても復旧を急がなければならぬという關係もありまして、金融の措置を極力早めるという考え方で、現在開發銀行に對しまして設備資金の融資の問題を交渉いたしまして、大體了承を得ております。さらに運転資金につきましましては、中小企業金融公庫と現在折衝を進めておりますが、ぜひともこれが融資によつて復興を促進いたしたい、かような考えによつておりますのを御了承願ひたいと思ひます。

さらに伐調資金の問題に關しましては、緊急伐採等のために非常に幼齡樹林が伐採せられるという必要に迫られておりますので、災害地区に對しましては、これが許可の理由につきまして、速急かつ相當十分な処置を講じたいというところで、公庫の方と連絡をいたしておりますことを御了承願ひたいと思ひます。

○井出委員長 安藤覺君。○安藤(覺)委員 私はここに広量かつ友愛に富まれる委員長並びに同僚委員諸君の御理解とお許しをいただいて、かつて私の親しく尊敬してやまなかつた故人山崎達之輔先生の最愛の弟子ともいふべき保利農林大臣、そうしてまことに私のかげがえのない親友として多くの恩義を重ねておつたあなたに對して、今ここに野党對立の立場に對して、あなたの農政問題に取組まれる根本的な信念と、そうして基本的な政策についてお尋ねする機会を得たことを非常に喜びたいと思ふものと、あなたのために心からなる祝福をいたすものであります。

しこうしてこのたびあなたの師ともいふべき山崎先生の朋友であつたところの内田信也さんが、久方ぶりに政界に返り咲かれまして、喜び絶頂にありましたその瞬間、麦饅頭の服でもうくも頓死されたのであります。ところがその後任としてさつそうとそのいすにつかれたのであります。先般来あなたの予算案において、あるいは當委員会において応答せられるところの姿を拝見いたしますと、まことにいんぎん丁重に、かつ注意深く、親切と正義、さうして適當なざるをもつて逃げられるあたりは、まさに故人山崎先生をほうふせしめるものがあるのであります。けれど山崎先生に人々が、せめてあなたの答弁を一目なりとも見られることを急願されるのもむべなるかなと思ふのであります。以上の私の言葉は単に私の感傷と過去への郷愁から述べたものではございません。私は私の山崎親において、山崎先生が偉大なる農政政治家であり、わが国の農業経営、食糧問題についての識見と見識しとを持つておられたことについて第一人者であると思ふがゆゑであります。往年と今日とは革命的にその事情を異にいたしておるとはいへないが、その根

本においては、今日多くの他山の石となすべきものがあると思ふのであります。しこうしてあなたは、その衣鉢を繼いで今農相のいすにつかれた以上、ただ単に質問應答の外形的なものに對してのみ山崎氏に酷似するのではなくして、真実なる衣鉢を繼がなければならないことを私は熱望してやまないのであります。青は藍より出でて藍よりも青しという言葉もありまして、い

わゆる出藍の青、誇りをこそ持たれたいと念ずるのであります。あなたは現下最大の日本の直面しておる問題である農林行政の長として、はた國務大臣としてこれら諸問題と取組まれるのであります。あなたが、真実ここに政治生命を捧げて、あなたはこの職を全うし、政治家の将来を全うせられる御決心、御決意、御信念はたしておありになるのかどうか、切にこれを私はあなたにこいねがいつつあなたの御所信を承りたいのであります。

○保利國務大臣 安藤委員から人間的感傷を呼び起す、さうして私の農政に對する所信を激勵的に伺ひたいといふたしましては、私もただいまお話のような筋合いに相なつております上から行きまして、その仕事の大きさと、私自身の無力さに責任を痛感いたしておるわけでござい

ます。私は今日四四％の人口をかかえてゐる農村が、堅実に發展をいたして行くというところが、何と申しましてこの国を守つて行く最大のねらいでなければならぬと思ひます。翻つて戦争末期から終戦當時のことを回想いたしましても、とにかくにもあの困難にわれ／＼國民が耐え得て今日に至りましたゆゑんというものは、農村

がとにかくにもあの混乱の中にあつても、どつしり構えて日本の経済の支柱となつて来ておつたというところを見がしてはならぬと思つたわけでありませう。従つて農林省の立場からいへば、何と申しましても農村経済が堅実に営まれて行くという形にならなければ、私は日本のほんとうの基礎が固まつたとは申し上げられぬと思つた。そういう上からいひまして、諸般の農政施策を推進して参りたいというふうな考えを持つておるわけでございます。

○安藤(農)委員 よき御答弁をいたしまして私は満足いたします。あなたが行われんとする施策はしばらくおくとしまして、ただいまお述べになられた農政観というところについては、私は心から共鳴をいたすものであります。ただあなたが御力であるところ、決してあなたが御力なものでなくして、あなたがほんとうにたゞいまお述べになりましたところの問題と自己の政治生命とを取組まして、これを開拓し、これを導いて行くところの御決意があるかどうかにかつておると思つたのであります。どうかこの御決意をこそさらにさらに固められまして、御進進願ひたいのであります。

ついで、ただいまの御決意に基いて私は次の問題を提起してお尋ねいたしたいと思つたのであります。このことは、先般私の党の同僚である河野議員が、予算委員会におきまして農林大臣、通産大臣あるいはその他の諸大臣にこもごもお尋ねいたした問題であります。すなわち食糧確保ということの基本として、農民への保護、そして日

本が今後一方においてますます振興して行かねばならぬ産業の問題、あるいは貿易輸出の問題等々を見ますと、そこにはまことに多くの矛盾を持つておるのであります。その矛盾を明快に指摘いたしまして、河野議員は各閣僚の所見を求めたのであります。しかしこれに對する閣僚各位の御答弁も、それ／＼の立場において明快に答弁をいたしておられるのであります。が、これらの閣僚各位の答弁を一段高いつつておるから総合してみますと、それは、そこまづたく内閣の政策の不統一とも言うべき大きな矛盾を暴露いたしておるのであります。しかしてこの大きな矛盾の上からなめまると、各閣僚各位の御答弁は、現下の日本の最大問題であるところの食糧問題の解決には、何ら資するところがないのであります。そのよつて来る原因は何かと申しますれば、おの／＼各閣僚がその所管について忠実ではあらまが、そのかきの中から一歩も外へ出ようとしなからであります。すなわち各閣僚は、それ／＼の省の所管大臣であられるとともに、一面においては國務大臣としての大きな職責もあるものであります。ときに一國あるいは一内閣の総合的施策にも考えをめぐらさなければならぬと思つたのであります。この意味において、保利農相、あなたは今日の日本の当面しておるこの大きな矛盾、を思い切つて解決すべく食糧政策を中心として、イデオロギーを越えて、江湖朝野の意見を集められ、一大総合的審議機関を設けられるお考えはないであらうか。承るところによれば、あなたはあのかたくな吉田総

理大臣の最も信を厚うしておられるということであり、あなたのお言葉にはさすがの吉田総理大臣も耳を傾けられたい。今や行政費の節約というふうな声も起つて来、また内閣の当面しておられるところの問題であります。無用なものには断すべし、必要なものは一刻の猶予も待たずこれを提起すべし、この点についてあなたの御見解を承りたいと思つた。

○保利國務大臣 内閣の施策が支離滅裂であるというようには私は考えておりません。食糧増産の問題に一例をとりますれば、ともかくも自立経済達成の大きな障害となつてゐる、外国食糧に依存しなければならぬ度合いがかなり高い。これをできるだけ自給度を高めて外国食糧への依存度を少からしめて、外貨の節約をはかり、そして他産業の発達を期して行くという基本的なその政策の上に立つて食糧増産問題は考へて行かなければならぬ。そういう上から、すでに御承知のように、まだまとまつたことは申し上げ得ませんけれども、中間目標として、農林省では五箇年計画というやうな計画も考へて、その関連において今回の予算にもお願いをいたしてゐるわけでありませう。しかしこれは私まだしさいにその検討をいたしておりませんが、必ずしも机上計画でただちに増産を呼び起すというわけにも行かないのみならず、同じ国費を投ずるにいたしたとしても、それがただちに有効に、最も効率的に増産の実を上げ得る自信を持ち得るかどうか。持ち得る着実な計画にし

なければならぬ、おそらくそういうふうになつてゐると私は思ひますけれども、さらに検討を加へまして、私どもとしては、責任をとり得る限りにおきまして増産計画を進めて参りたい。また増産計画と相並んできつめて大事なことは、国民の消費生活の面において、食糧の自給率への貢献を願ひなければならぬ。すなわち食生活の改善と口ではたやすくできるやうに長い間朝野唱道されて来ておりますけれども、現状を見ますれば、米食に對するわれ／＼国民の執着というものは驚くべき根深いものがあることをよく承知いたすわけでありませうけれども、しかして全体が米食のみに依存し得ない今日の状態、あるいは日本の置かれてゐる事情も、国民各位がよく御了解いたして、一面畜産振興等による乳製品等の供給と需要を増しますことによつて、それが伴つて行かなければ、食生活の改善と言ひましても、これはかから念仏に終るわけでありませう。それらをあわせまして、増産の面、食生活改善の面から自給率への歩を推進して行かなければならぬというように考へております。そのために食糧審議機関とも言うべき機関を持つことがいいではないかという御意見は、私は非常に傾聴いたすのでございますが、今日国会におきまして、当農林委員会等々に国民の最も權威ある農政関係のこの委員会がございまして、私は国会の御意見も十分に承つて、そうして政府の施策に反映せしめて行くように持つて行きたいと思ひますけれども、御提唱の食糧審議機関につきましては、十分検討研究をさせていただきます。必要あればそういうふうにお願ひをい

たすようにしたいと思つております。○安藤(農)委員 ただいまの御答弁は、私の表現のまずさから、農林大臣に正しく受けていただけておらないやうでありますから、若干その点修正いたしますが、私の申し上げるのには、あなたが食糧問題について熱心に研鑽を加へられ、かつ国会に反映されたところの意見、ことに權威を集めた農林委員会の意見をしんしやくせられて対処せられんとすることは、まことにけつこうなことでありまして、そうなくしてはならぬことと存じます。私の申し上げたいことは、こうして熱心にあなた、農林委員会の意見に耳を傾けられ、傾けて立案せられるにもかかわらず、そのことが事行われようとするときは、牛歩遅々として進まない。あるいは数々の障害にぶつかつて破砕されてしまふ。それはあなたの無力ゆゑではなくして、そのことが他の面と大きな矛盾衝突をするからである。すなわち農村を保護しようとするならば、農産物価の高きを欲しなければならぬ。その高き農産物価によつて、食生活を営む一般国民、産業人、これらには従つて高き俸給を支払ふなければならぬ。高き俸給を支払ふことによつて、もろ／＼の生産コストが上つて行く。その高い生産コストにおいて外国へ輸出しようとしても、外国の市場において競争にならない。そこにおいて、産業諸方面においてはできるだけコストを下げようとする。ひいては元へもたればならぬ。ここに大きな矛盾が来る。この点について、私は単に權威の意見を聞くというだけでなしに、その

必要あればそういうふうにお願ひをい

たすようにしたいと思つております。○安藤(農)委員 ただいまの御答弁は、私の表現のまずさから、農林大臣に正しく受けていただけておらないやうでありますから、若干その点修正いたしますが、私の申し上げるのには、あなたが食糧問題について熱心に研鑽を加へられ、かつ国会に反映されたところの意見、ことに權威を集めた農林委員会の意見をしんしやくせられて対処せられんとすることは、まことにけつこうなことでありまして、そうなくしてはならぬことと存じます。私の申し上げたいことは、こうして熱心にあなた、農林委員会の意見に耳を傾けられ、傾けて立案せられるにもかかわらず、そのことが事行われようとするときは、牛歩遅々として進まない。あるいは数々の障害にぶつかつて破砕されてしまふ。それはあなたの無力ゆゑではなくして、そのことが他の面と大きな矛盾衝突をするからである。すなわち農村を保護しようとするならば、農産物価の高きを欲しなければならぬ。その高き農産物価によつて、食生活を営む一般国民、産業人、これらには従つて高き俸給を支払ふなければならぬ。高き俸給を支払ふことによつて、もろ／＼の生産コストが上つて行く。その高い生産コストにおいて外国へ輸出しようとしても、外国の市場において競争にならない。そこにおいて、産業諸方面においてはできるだけコストを下げようとする。ひいては元へもたればならぬ。ここに大きな矛盾が来る。この点について、私は単に權威の意見を聞くというだけでなしに、その

矛盾を調節する意味の審議機関を設けられる御覚悟はないかというところをお尋ねしたのであります。これは時間も制限されていることとありますから、以下は省略いたします。

次に、私は農林省から今国会に提案されております農業団体再編成の法案についてお尋ねしたいのであります。が、農業団体再編成を目的として、農業協同組合法あるいは農業委員会法等を改正する提案に相なつたのであります。この法案に対する各種の農業団体あるいはその基幹的存在の動きを見ておきますと、この改正法案によつてはたして団体が再編成、再整備されるであろうかを疑わずにおられないのであります。いかに再編成をさへ招くのではないかと不安に襲われておられるのであります。その一、二点をかりにあげてみますれば、農業指導系統の混乱、あるいは共済と農協との二団体間の保険事業の競合等があげられますが、かくのごとく混乱を了想されます以上、むしろこの法案はこの場合しばらく提案を見合されて、次期国会においてほんとうに根本的な改訂の法案を提案せられるお考えはないのであるかどうか。本来この諸法案の多くが占領下において立法されたものであり、そこには多分に農民の真実な、民衆的かつ——タバコはタバコ、酒は酒、成金、まづ黒になつて、ストもサボタージュも行ふことを知らず、行おうとしても行い得ない運命にある、これから農民のほんとうの生活感情に沿つたものがあるのではないか。しかもかつて加えて、その後において幾たびかの修正改訂が行われて、つぎはまたたけになつて、まことにぶかつこうな

のになり、そうしてそれゆゑに、質問の大前提において述べましたところの、あなたの真面目なる、この農政問題と取組まれないとするところの御覚悟にもかかわらず、あなたの意図が、まづ黒になつて働いている農民に十分に反映して行かない現実、こういうことを見るときに、私はむしろ根本的な改訂整備をされることをよろしいのではないかと考えるのであります。

もう一つ、これら各法案のすべてが、今国会において頭をそろえて成立通過しなければならぬのか。あるいはそのうちの一案あるいは二法案だけが通過しても、それでもよろしいのか。これらについてあなたの見解を承りたいと存じます。

○保利國務大臣 今回提案をいたしてあります農業委員会法一部改正、農業協同組合法一部改正、人あるいは目して団体再編成に関する法というように言われているようでございます。これは見方はいろいろあると存じます。一番大事なことは、農村の生産を中心とする農業指導の面、同時にまた長い間の産業組合運動が実証してありますように、農村の協同体としての経済行為、これを堅実に強化して参ることで、農村経済を堅実に進歩せしめるゆゑであるというところは、議論の余地のないところであると存じます。そこで、これは戦時中あるいは占領中の制度改変であるから、根本的にやり直したかどうか、きわめてごもつともな御意見だと存じますが、同時に今日の実際生産指導なり、あるいは団体的経済行為が営まれている現状を重視しなければならぬかと存するのであります。そういう上から行きまして、一方根

本的な改革を行うべしという御意見からは、きわめて隔靴掻痒と申しますか、そういうお感じがあるかと存じますけれども、実際の上立つて、それぞれにまた現実というものは事情もあると存じます。そこで改革前進はできるだけ準備を少くして、そうしてねらいは農村のためでありますから、農村全体がこれによつて幾らかでもよくなつて行くという見通しを持ち得ます限りにおいては、今日提案をいたしてありますことが、今日の状況においてやむを得ない改正だと私は思つておるわけでございます。それでは関連法をどれか一つあるいは決定をされず、ばらばらでいいかということになりますと、相連して法案を制定いたしておりますから、私どもも考えをいたしましては、願わくはひとつ、関連法案をばらばらでなしに御審議を願うようにお願いをいたしたい、こういうふうに考へております。

○井出委員長 足鹿君から緊急質問の申出があります。これを許します。足鹿君。○足鹿委員 保利農林大臣に緊急にお尋ね申し上げたいと存じます。それはやみ米騰貴対策についてであります。御就任早々の六月二十五日、当農林委員会各委員からこの騰貴対策について処置いかんという切実な熱心な御質問があつたことは、大臣も御存じの通りであつたと思ひます。しかしその当時は御就任早々でもあり、御事情もよく判明しておらない点もあつたというので、研究調査を進めたいという御答弁の趣旨であつたように記憶いたしておりますが、その後当局においてはいかなる調査をされ、それに基いて対策を講ぜられたか。この点について

の、きつとした態度を政府はおとりになる必要はないか、このことだけ簡単に御答へ願いたいと思ひます。○保利國務大臣 私どもは、食糧の統制はできるだけ徹底するという方向へ今日努力をいたして参つております。その方向においてはかわりはないまでも、今日それを自由販売に解放するという食糧事情にはない。それではいつやるか、私はこゝ当分は困難である、こういうふうに見ております。それならばそれと相応じた肥料政策を講ずべきである、ごもつともであると思ひますが、肥料問題に對しましては、近く法案を御審議お願いしたいと思つておりますから、私どもとしては、でき得べくんばこれによつて合理的解決を得たいと存じて、ただいま立案中でございますから、いづれ提出いたした際に十分御審議願いたいと存じます。

○井出委員長 足鹿君から緊急質問の申出があります。これを許します。足鹿君。○足鹿委員 保利農林大臣に緊急にお尋ね申し上げたいと存じます。それはやみ米騰貴対策についてであります。御就任早々の六月二十五日、当農林委員会各委員からこの騰貴対策について処置いかんという切実な熱心な御質問があつたことは、大臣も御存じの通りであつたと思ひます。しかしその当時は御就任早々でもあり、御事情もよく判明しておらない点もあつたというので、研究調査を進めたいという御答弁の趣旨であつたように記憶いたしておりますが、その後当局においてはいかなる調査をされ、それに基いて対策を講ぜられたか。この点についてお伺いをいたしたいと存じます。

○保利國務大臣 これはその通りでございますが、私がかけまわつて調査しておるわけでございませんで、食糧庁長官からまだ報告を聞いておりませんで、けれども、大体の推移を見ますれば、東京でありますと二百円前後のところまで横ばいをしておるようには承知をいたしております。ただこの騰貴の原因は、農業期において、いわゆる中間端境期に直面しておつて、近頃の供給源が相当品薄くなつて来ておるといふような状態であることは、間違いないことと存じます。やみ米の値段が上つたからやみ米対策をどうするか。これは私どもは、今日の日本の食糧管理の政策がどういふふうに行われておるかというところをやはり國民の皆様によく御理解願わなければならぬ。やみに依存して行くことに消費生活の支柱を置かれるということは、實際問題としては成り立たない状態に置かれておる今日の制度を理解していただきた。私どもとしては、米の配給量については何ら不安のない状態でありまして、一面またその米にかわるべき代替物におきまして、少しもきゆうくつのことになつて来ていないという事情をよく御理解願いたいと思ひますが、そこはもうしばらく模様を見てもらいたい。これが私の率直な気持ちでございます。

○足鹿委員 きわめて慎重な御答弁であります。六月二十五日の問題が取上げられて論議されて、本日まで二句を越えております。しかもその間のやみ米の傾向を見ますと、大臣も横ばいの状態であると仰せられますが、あまりそうとつびには上つておら

ない。しかし下つてもおられない。本日京浜地区方面の主婦の皆様方のお話を聞いてみますと、二百三十円から二百四十円程度を大体上下しておられるというお話であります。従つて当時の状況よりも極端に上つておらず、また下つてもおられない。いわばそういう意味における横ばいだと言えらるると思ふのであります。そこで当局としては、実情調査の上その対策を講ずるということをしてこの前仰せになつたが、二十日を過ぎた今日何らこれに対して具体的な措置がないといふことは、はなはだ遺憾だと思ひます。聞いてみますと、食糧庁の御調査にもあつたと思ひますが、都内及び京浜地区における倉庫の在庫量の調査の結果は、必ずしも不良ではない。在庫量は相当あるやに聞いております。また何ら政府の手持ち米の現況から見て、若干の繰上げ配給の操作をおやりになつても今後において政府が処置にお困りになるような事態も考えられないとするならば、まず切実な声を尊重されまして、少くとも三日間、できれば五日間程度の繰上げ配給をなさることは、そう大した経費を要することでもありません。また将来の食糧需給を著しく逼迫せしめるという事態でもないと思ひます。問題はそれだけの措置をおとりになるかならぬかによつて少くとも民意をやわらげ、実情に即した——そこが政治の要諦ではないかと考えられるのでございます。その点については、大臣としてはそう大した御決意というところではなしに、これは事務的な処理で事は片づくのではないかと。そうしてその結果や米の状況を見、さらに効果があるなしを見て、そうして根本的の対策をお講じに

なるかならぬかは、その上で御検討になるべきではないかと私は思ふのであります。その点について御所見はいかがでありますでしょうか。

○保利國務大臣 十分御意見に基いて研究はいたしますけれども、やみ米に對してこれと對抗的な措置をとつて参るといふことは、私は食糧政策の根本からいつて相当問題だと思つております。これはずんぶん困難だと存じますけれども、やはり消費家庭におかれても、やみ米をお互い消費者の立場からつり上げて行くといふような結果にならないように、特段の御配慮を願ひたい、かりに三日、五日の繰上げをしたからというて、それでやみ米に對する旺盛なる消費があつたんでは、これはとても成り立つものではないかろう。しかし御意見につきましては、十分私は事務當局とも研究いたします。

○井出委員長 足鹿君に申し上げます。本委員は午後一時から水産委員会で使用されるはずになつておりますので、結論をお急ぎください。

○足鹿委員 十分検討するといふことでございますが、この前もそういう御答弁であつたのであります。これは消費者がやみ米を買わなければいいではないか、簡略に言うならばそういうふうにもとれます。またこれは見方によつて——政治論議を私はここで繰返したくございせんから控えますが、やはり統制の緩和、麦の統制の解除といふようなものがだん／＼と積み重なつて来たところに、たま／＼西日本の風水害あるいは東北地方における冷害的な傾向、農繁期、こういうようなものが積み重なつて、こういうやみ米の不自然な騰貴率を示しているのだと思ふのであります。この政治的責任を追究しようといふことは、この際私は申し上げません。別の機会に申し上げますが、少くとも消費者は十五日分の配給しか受けておられない。しかもその十五日分の規定による配給も、最近の実情を開いてみますと、配給所へ行けばその配給米の割当は届いておられない、別な特別米ならある、こういうことを大げらで言うやうであります。すべての配給所がそうだと私は存じませんが、少くともそういう悪徳の配給業者もあるやうな事実でありますから、そういう実情から推してみますならば、月のうち十五日の配給量で、どうしてやみ米に依存せずして生活が成り立つてしようか。あらゆる手段とくふうをこらしても、なお最小限度のやみ米に依存しなければならぬといふことは、今に始まつたことではございせん。従つてもちろん二百三十円も四十円もするものを一般の勤労大衆が買うことはできませんが、少くとも絶対量が不足しておる限りは、幾分をやみ米に依存しなければならぬといふことも事実だと思ひます。従つてそういう実情をよく御勘案になりまして、すみやかなる打開策、応急策を講じていただくたい。これはまた食糧庁長官にも別の機会に申し上げてみたいと思ひますが、特に要請をいたしておきます。

最後に日本の米を朝鮮等に輸出をしておるといふ風説が新聞にも飛んでおりますし、また配給を受けておる消費者の中にもそういう声が相当強いようでございます。私もさきやうなことはないと信じておりましたが、農相はこの点についていかうにお考えになつておりますか。話に聞けば、韓国で発行

されておる新聞雑誌等に、日本米を食して非常に満足だといふやうな事態を写真入りで報道しておるといふ話もございします。私は現行の食糧管理制度のもとにおいて、さうなことはあり得ないと思ひてはおりますもの、そういう風説が逆にまたやみ米騰貴の一つの拍車となつて、中間ブローカー、悪徳業者の好餌にもなつておるのでないかと思ひます。こういう点等について、政府はその事実を明らかにされて、そうしてそのやうなデマによるやみ価格の引上げ、つり上げ、あるいは食糧不安を一掃されなければならぬ責任があると存じますが、その点について大臣の御所見はいかがでしようか。その御所見を承つて私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○保利國務大臣 私が前に、この東京を中心とするやみ米の騰貴の原因が那邊にあるかといふことで、ただいまお話をうたふことが万一ありはしないか。万一不徳な人々によつてやみ米の買いあさが行われ、それが密貿易等によつて動いて行くやうな配給が万一同もありはしないかといふことで、取締り當局とも連絡をとつてその原因を調査したい、私が申し上げておつた気持はそこにあつたわけでございます。しかしお話のやうなことが事実今日までの確に上つて来ないのであります。それで一部においては、もう通例申しますかき屋等を徹底的に押えてみるというやうな意見も出ておりましたけれども、そうやられますとまた不必要なやみ米の騰貴を促しますから、これは決して脱法を認めるわけじやございせんけれども、社会政策の実際から言ひまして、そういう極端なことをや

つてまた不当にやみ値を上げるやうなことになるてはいかぬからといふこと、それはやめたといふわけでございますが、そういう今御指摘のやうな朝鮮云々といふやうな事態がもしあれば、これは許しがたいことでございします。これこそまさに私は国民的に放置することができないので、取締り當局ともさらに連絡をいたしまして、十分調査を急ぎたい、こう考へておるのであります。

○井出委員長 お諮りいたします。ただいま本委員会に付託になりました足立篤郎君外二十三名提出、農産物価格安定法案を議題といたし、審査に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○井出委員長 御異議なしと認めます。それでは本案の趣旨について提出者の説明を求めます。足立篤郎君。

農産物価格安定法案
農産物価格安定法

(目的)
第一条 この法律は、米麦に次いで重要な農産物の価格が正常な水準から低落することを防止し、もつて農業生産及び農家経済の安定に資することを目的とする。

(質入)
第二条 政府は、前条の目的を達成するため、省令の定めるところにより、甘しよ生切干、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉及びなたね(以下「農産物等」といふ)を、毎年農林大臣の定める数量の範囲内において、その生産者又はその

つてまた不当にやみ値を上げるやうなことになるてはいかぬからといふこと、それはやめたといふわけでございますが、そういう今御指摘のやうな朝鮮云々といふやうな事態がもしあれば、これは許しがたいことでございします。これこそまさに私は国民的に放置することができないので、取締り當局ともさらに連絡をいたしまして、十分調査を急ぎたい、こう考へておるのであります。

者が直接若しくは間接の構成員となつて法人で省令で定めるもの（以下「生産者団体」という。）の売渡の申込により買入れられる。

2 前項の規定により買入れられる農産物等の数量は、生産者団体の意見を開き、農産物等及びその原料である農産物の需給事情、時価等を勘案して定める。

3 第一項の規定により買入れられる農産物等は、省令で定める種類及び規格のものに限る。

（優先買入）

第三条 前条第一項の場合において、生産者団体があらかじめ農林大臣の承認又はその勧告を受けて第一項の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行うときは、政府は、省令の定めるところにより、当該生産者団体からの売渡の申込に係る数量の農産物等を優先的に買入れられるものとする。

（甘しよ及び馬鈴しよの価格維持のための措置）

第四条 政府は、第二条第一項の売渡の申込が甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉に係るものである場合において、その原料である甘しよ又は馬鈴しよの生産者がその売渡の対価として受ける額が当該甘しよ又は馬鈴しよにつき定める次条第一項第一号の原料基準価格に基く額に達しないことを認められるときは、その売渡の申込に応じないことができる。

（買入価格）

第五条 第二条第一項の規定により買入れられる農産物等の政府の買入の価格は、政令の定めるところにより、左の各号に掲げる額（以下「買入基準価格」という。）を基準とし、生産者団体にはかり、その意見尊重して農林大臣が定める。

第一類第九号 農林委員会議録第二十号 昭和二十八年七月十七日

より、左の各号に掲げる額（以下「買入基準価格」という。）を基準とし、生産者団体にはかり、その意見尊重して農林大臣が定める。

一 甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉について、その原料である甘しよ又は馬鈴しよにつき、政令の定めるところにより、農業バリエイ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参し、やうして農林大臣が定める額（以下「原料基準価格」という。）に、加工に要する費用等を加へて得た額

二 なたねについては、農林大臣が、政令の定めるところにより、農業バリエイ指数に基き算出した価格、生産費及び需給事情その他の経済事情を参し、やうして定める額

2 政府が生産者団体から買入れられる場合には、前項の政府の買入の価格に、農林大臣の定める金利、保管料に相当する額を加算することができる。

3 第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、毎年、政令で定める期日までに定めて公表しなければならない。

（買入価格等の改定）

第六条 前条第一項の政府の買入の価格及び原料基準価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。この場合には、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（売渡及び売渡価格）

第七条 政府は、第二条第一項の規定により買入れられた農産物等を、当該農産物等の需給事情を勘案し、農産物等の時価に悪影響を及ぼさないように売り渡すものとする。

2 前項の売渡の価格は、買入基準価格及び時価を下つてはならない。但し、左の各号に掲げる場合には、農林大臣の定める価格とすることができる。

一 新規の用途又は販路に向けるため必要があるとき。

二 試験研究の用に供するとき。

三 管理上の必要により売り払うとき。

（生産者団体に対する措置）

第八条 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一項の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林大臣の承認又は勧告を受けて第一項の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつ旋その他必要な措置を行うものとする。

（農産物等に関する調査）

第九条 農林大臣は、農産物等（甘しよ及び馬鈴しよを含む。以下本項において同じ。）の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員

にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他の業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、關係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中（てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ニ依り政府ノ買入ルル甜菜糖ヲ含ム以下同シ）を「及農産物価格安定法（昭和二十八年法律第...）ニ依り政府ノ買入ルル農産物等（以下農産物等ト謂フ）に、第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及び第六条ノ五中「食糧」を「食糧及農産物等」に改め、附則第六項を次のように改める。

飼料需給安定法（昭和二十七年法律第三百五十六号）ノ規定ニ依ル飼料及てん菜生産振興臨時措置法（昭和二十八年法律第二号）ノ規定ニ依ル甜菜糖ノ買入、売渡、保管又ハ検査ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本会計ノ所屬トスコノ場合ニ於テ第二条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及第六条ノ五中「食糧及農産物等」トアルハ

「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のよう改正する。

第四条第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 農産物等（農産物価格安定法（昭和二十八年法律第...）号）第二項第一項の農産物等をいう。以下同じの買入、保管及び売渡を行うこと。

第四十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農産物等の買入及び売渡の価格の決定並びにてん菜糖の買入の価格の決定に關すること。

第四十九条に次の一号を加える。

三 農産物等及び輸入飼料の保管並びに輸入飼料たる麦類の売渡を行うこと。

第五十条に次の一号を加える。

五 農産物等及び輸入飼料の買入及び売渡（輸入飼料たる麦類の売渡を除く）を行うこと。

〇足立委員 農産物価格安定法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

御承知のように農産物の生産は、終戦以来逐年増大いたし、今日米麦を除いては農産物の需給は著しく緩和するに至りまして、遂次完全な自由市場を回復いたして参つたのであります。こ

一五

れら農産物の価格の推移を見て参りますと、生産者が零細多数の農家であり、かつ、農産物の特性上、出まわり期が一時期に集中し、また需要の変化に即応して生産を調節することが困難であること等の事情によりまして、季節によりまた年により相当な価格の変動を示して、正常な価格水準からも低落する傾向を示すに至るものも生じているのであります。

かかる事態を自然の推移に放置しておきますならば、農業生産を不安定にするとともに、農家経済にも深刻な影響を及ぼすことになり、ひいては、これら農産物の需要者及び関連産業に対しても悪影響を与えることをおそれるのであります。従いまして農業生産上も農家経済上も、米麦について重要な農産物につきましては今日価格の安定措置をとることは、きわめて緊要なことであります。政府においてもかかる対策として、これまで、穀粉を買い上げる等の臨時応急の措置が講じられておりますが、かかる応急措置をもつてはとうてい万全の効果を得ることはできないと考えられます。従いましてこの際にも類の如き重要な農産物の生産を安定した基盤の上に置くとともに、これら生産農家の経済の安定をはかるための農産物価格安定制度を確立することが、現下の農業政策上きわめて重要なことと思うのであります。

右のような趣旨に基づきまして、ここにこの法案を提案することとした次第であります。

以下この法案の内容につきまして概略御説明を申し上げます。まず第一に、この法案は、米麦について重要な

食糧農産物である米類と、国内油脂資源の大宗である菜種を対象として、その価格が正常な水準から低落することを防止するため、生産者団体の自主的販売の調整を促進するとともに、他国産もまたこれら農産物の買入れを行い、両々相まつて農産物価格の安定をはかることにいたしております。ただし、米類は、管理技術上政府の買上げが困難でありますので、この法案ではその加工品である穀粉、生切干を買い上げることによりましてあります。

第二に、買入の方法であります。政府は、毎年出まわり期に、生産者団体の意見を聞き、需給事情、時価等の状況を勘案して、価格保持のため買上げを必要とする数量を定めまして、その数量の範囲内において生産者または生産者団体の申込みに応じて国が買い上げることによりしてあります。ただこの場合政府の買入れについては、ただいま申し述べましたように、まずもつて価格安定のための生産者団体の自主的販売調整に大いに期待し、これを促進することを建前といたしまして、販売調整を行う団体から優先的に買入れるとともに、生産者団体に對しては、必要に応じ価格の低落を防止するため政府が必要な勧告を行い、また資金のあつせんを行うことといたしております。

第三に、買入価格につきましては、この法案の趣旨からみて、米麦の価格形成の方法とはおのずから事情が異なり、いわゆる支持価格の性格を有するものでありますので、農業パリティ指数に基いて算定される価格に需給事情の変化を織り込み、これに生産費その他の経済事情を参酌して定めることと

し、加工品につきましては、これら加工に要する費用等を加えて定めることとしてあります。なお、これらの価格を決定するに当つては、農林大臣が生産者団体にはかりその意見を尊重してきめることといたしております。

最後に、農産物等の売渡しにつきましては、この法律の目的からみて時価に悪影響を及ぼさないように行うこととし、特定の場合を除くほかは、原則として政府の買入基準価格を下らないように時価により売り渡すことといたしております。

なお、この法案による農産物等の買入れは食糧管理特別会計によつて経理することとし、このため附則において同会計法に所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法案の大要であります。が、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○井出委員長 本案に対する質疑は次会より行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十四分散会

昭和二十八年七月二十五日印刷

昭和二十八年七月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局